

予算執行の弾力化

1 複数年度事業の円滑化

複数年度にわたる事業に対応する予算制度としては、国庫債務負担行為や繰越明許費といった制度があり、16年度予算・15年度補正予算においても事業の性格・内容等を精査の上、ゼロ国債を含め適切に活用しているところ。

国庫債務負担行為

数年（原則5年以内）にわたり効力が継続する債務の負担権限について、予め予算を以て国会の議決を得る制度（支出に当たっては歳出予算にあらためて計上する必要）

「ゼロ国債」：当該年度中の国費の支出がゼロの国庫債務負担行為

繰越明許費

歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、予め予算を以て国会の議決を得て、翌年度に繰り越して使用する制度

2 補助事業施設の目的外使用承認の運用弾力化

地方分権推進計画（平成10年5月29日）を踏まえ、各省庁において、所管の補助金等に係る転用承認の運用の弾力化・手続きの簡素化、財産処分制限期間の短縮等の措置を講じたところ。

また、地域再生推進のためのプログラム（平成16年2月27日）においても、補助事業施設の有効活用が図られるよう、転用の弾力化・手続きの簡素化を図ることとしたところ。

3 公共事業再評価に伴う補助事業中止の場合の補助金返還要件の明確化

(1) 地方分権推進計画において、公共事業再評価の結果、補助事業等を中断する場合、補助金等適正化法第10条第1項の適用がある場合には、既に事業等の執行が済んだ部分について補助金等の返還が求められることがないことが、明確化されている。

(2) また、国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針（平成14年12月24日）において、公共事業再評価に伴う補助事業中止の場合の補助金返還要件の明確化を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づいた適正な手続きを経て実施された公共事業再評価の結果、事業主体で

ある地方公共団体が補助事業を中断した場合には、補助金等適正化法上の義務違反がない限り、補助金等の返還を求めることがないことについて周知徹底を図ることとしたところであり、補助金等適正化中央連絡会議幹事会や関係省庁から地方公共団体等への通知を通じて、周知徹底を図ったところ。

地域再生推進のためのプログラム（平成 16 年 2 月 27 日）（抄）

3. 地域再生の実現に向けた考え方と今回の取組の概要

（1）地域主導による資源の有効活用

① 補助対象施設等の有効活用

（ア）補助対象施設の有効活用

補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに手続きを簡素合理化することとし、関係省庁の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金等適正化法第 22 条の各省各庁の長の承認があったものとして取り扱う。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認める。

なお、有償の譲渡・貸付の場合、公共施設以外への転用の場合及び補助対象外公共施設への転用（補助目的の達成状況等に照らし必要がある場合に限る）の場合には国庫納付を求めることができる等補助目的の達成や資産の適正な使用の観点から必要最小限の条件を付すことができるものとする。

地方分権推進計画（平成 10 年 5 月 29 日閣議決定）（抄）

3 存続する国庫補助負担金に係る運用・関与の改革

（2）運用・関与の改革方策

オ 補助対象資産の有効活用、転用

社会経済情勢等の変化により、補助対象資産である施設に係る行政需要が設置当時から変化したような場合において、一定期間経過後において地方公共団体が住民のニーズに応じて他の公共施設・公用施設への転用が実施できるよう、制度・運用の大幅な弾力化・簡素化を図ることとする。

その際、以下のような措置を講ずる。

- （ア）転用を承認する際の要件、条件については、補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度を超えて地方公共団体に制約を課すことがないように、補助目的の達成、当該補助対象資産の適正な使用のために必要最小限度のものとする。
- （イ）補助金等適正化法施行令第 14 条に基づく処分制限期間は、地方公共団体のニーズを踏まえたものとするよう、各省庁において見直しを行うこととする。とりわけ、鉄筋コンクリート造の建物等については、地方公共団体の強い要望を踏まえ、補助金等の交付目的の達成を阻害しない範囲で処分制限期間を短縮すべく、見直しを行う。
- （ウ）補助金等の交付の目的及び補助対象資産の種類に応じ、一定期間経過後において、地方公共団体が他の公共施設・公用施設へ転用しようとする場合には、国の個別承認に代えて届出制とするよう各省庁において具体的な運用の指針（基準）を定める。

（3）国庫補助負担金の制度・運用の在り方をめぐる国と地方の新しい関係の確立

イ 長期にわたり実施中の国庫補助事業等の再評価

長期にわたり実施中の国庫補助事業等について、社会経済情勢の変化等に応じて再評価する仕組みとする。再評価の結果、当該国庫補助事業等を中断する場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 10 条第 1 項においては、各省各庁の長は、補助金等の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該交付の決定を事業等の執行が済んでいない部分に限って取り消すことができるとする趣旨を定めており、同項の適用があるときには、既に事業等の執行が済んだ部分について補助金等の返還を求められることはない。

国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針

(平成14年12月24日閣議口頭報告) (抄)

「改革と展望」の期間中における対処方針

3 公共事業

(2) 補助事業等における国と地方の関係の明確化

(ア) 公共事業再評価システムにおける補助金返還ルールの明確化と周知徹底

公共事業再評価システムに関する国と地方の関係の透明化を図る観点から、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づいた適正な手続きを経て実施された公共事業再評価の結果、事業主体である地方公共団体が補助事業を中断した場合には、補助金等適正化法上の義務違反がない限り、補助金等の返還を求めることがないことについて、平成14年度中に周知徹底を図る。

財政法（昭和二十二年三月三十一日法律第三十四号）（抄）

〔繰越明許費〕

第十四条の三 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

〔国庫債務負担行為〕

第十五条 法律に基くもの又は歳出予算の金額（第四十三条の三に規定する承認があつた金額を含む。）若しくは継続費の総額の範囲内におけるものの外、国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならぬ。

2 略

3 前二項の規定により国が債務を負担する行為に因り支出すべき年限は、当該会計年度以降五箇年度以内とする。但し、国会の議決により更にその年限を延長するもの並びに外国人に支給する給料及び恩給、地方公共団体の債務の保証又は債務の元利若しくは利子の補給、土地、建物の借料及び国際条約に基く分担金に関するもの、その他法律で定めるものは、この限りでない。

4 略

5 第一項又は第二項の規定により国が債務を負担する行為は、これを国庫債務負担行為という。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年八月二十七日法律第七十九号）（抄）

（事情変更による決定の取消等）

第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。

3～4 （略）

（財産の処分の制限）

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年九月二十六日政令第二百五十五号）（抄）

（処分を制限する財産）

第十三条 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第十四条 法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合

二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合

2 第九条第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

(注) 第14条第2項の規定により、各省各庁の長は、第14条第1項第2号の期間を定めようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。